

○国土交通省告示第五百四十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、あわせて告示する。

平成十八年四月十九日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道1号改築工事（東駿河湾環状道路・静岡県沼津市足高字尾上地内から三島市大場字阿原地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに町道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 静岡県沼津市足高字尾上地内

静岡県駿東郡長泉町元長窪字芹澤及び字中峰、上長窪字柏窪、字中峰、字上野、字アラク、字屋代、字山下及び字東細尾、下長窪字山岸上、字谷津、字茶木畑、字出林、字上野、字藤生、字鉄平及び字坂下、東野字八分平、南一色字大平、字石行塚、字前ノ田及び字大林、納米里字天能、字山道及び字上耕地並びに上土狩字上野田地内

静岡県裾野市水窪字野田及び伊豆島田字小南地内

静岡県三島市字賀茂之洞、字上賀茂、字前荒区及び字孫右エ門洞、川原ヶ谷字五百司、字十石洞及び字グミ平、谷田字仙間洞、字仙間洞山、字猪追面、字源平山、字ヌタウチバ山及び字ヌタウチ場、竹倉字横道、大場字田頭山、字田頭、字大明神洞、字長命洞、字向山、字楽丸、字大崩、字養澤、字天守台及び字阿原並びに北沢地内

2 使用の部分 静岡県沼津市足高字尾上地内

静岡県駿東郡長泉町上長窪字上野、字アラク、字屋代、字山下及び字東細尾、下長窪字山岸上、字谷津及び字茶木畑、納米里字上耕地並びに上土狩字山道及び字上野田地内

静岡県裾野市水窪字野田及び伊豆島田字小南地内

静岡県三島市谷田字仙間洞及び字仙間洞山、錦が丘、竹倉字横道並びに大場字田頭山、字田頭及び字大明神洞地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、静岡県沼津市足高字尾上地内から同県田方郡函南町塚本字沓形地内までの延長16.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道1号改築工事（東駿河湾環状道路）及びこれに伴う付帯工事並びに町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道1号改築工事（東駿河湾環状道路）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴う付帯工事として行う工事用道路設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道1号（以下「本路線」という。）は、東京都中央区を起点とし、静岡県三島市、沼津市等を経由して大阪府大阪市に至る総延長760.3kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する静岡県三島市、沼津市、同県駿東郡長泉町及び清水町（以下「当該地域」という。）においては、東西方向に存する本路線のほか、北側に一般国道246号が、南側に一般国道136号及び414号が放射線状に延びている。また、第一東海自動車道沼津インターチェンジが存し、首都圏及び中京圏の二大都市圏と当該地域を結ぶ重要な役割を果たしている。

このような道路網を有する当該地域は、伊豆半島への玄関口に位置するため、本路線等では、伊豆半島への観光等の通過交通と当該地域内における生活交通が混在している。また、一級河川狩野川、東海道本線及び東海道新幹線により街路が分断されるため、本路線等の幹線道路に交通が集中するうえに、これらの幹線道路が市街地内で接続するため、自動車交通がふくそうし、交通渋滞が慢性的に発生している。

平成11年度道路交通センサスによると、当該地域内の本路線（以下「現道」という。）の自動車交通量は、沼津市花園町地点で71,680台/日、駿東郡清水町玉川地点で56,609台/日、三島市東本町地点で27,204台/日、混雑度はそれぞれ1.51、2.01、1.76となっている。また、当該地域内の一般国道136号の自動車交通量は、三島市梅名地点で47,586台/日、混雑度は2.00となっており、当該地域内

の一般国道 246 号の自動車交通量は、沼津市岡一色地点で 50,954 台／日、混雑度は 1.55 となっている。さらに、平成15年10月に起業者が実施した調査によると、現道の清水町玉川交差点において、下り方面に最長2,020mの渋滞長が確認され、南二日町交差点において、上り方面に最長1,000mの渋滞長が確認されている。

本件事業の完成により、本路線等の主要幹線道路が当該地域の郊外で環状に結ばれ、伊豆半島への観光等の通過交通と当該地域内における生活交通が分散され、現道等の交通渋滞の緩和に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、都市計画手続において都市計画決定権者である静岡県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、昭和62年8月に環境影響評価（以下「昭和62年評価」という。）を実施したところ、騒音については遮音壁等を設置することにより環境基準を満足し、その他の生活環境に係る項目は環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し等に伴い、起業者が平成17年4月に環境影響評価法等に準じて、任意で昭和62年評価の再評価を実施したところ、騒音については遮音壁等を設置することにより環境基準を満足し、その他の生活環境に係る項目は環境基準等を満足すると評価されている。この結果を踏まえ、起業者は、遮音壁等の設置を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査によると、本件区間内の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における「国内希少野生動植物種」であるオオタカの営巣が確認されているが、起業者は、学識経験者等からなる静岡県域猛禽類保全対策検討委員会における指導及び助言を受けて、代替巣の設置等の保全措置について検討及び実施することとしているため、影響は回避又は低減されると認められることなどから、動植物に与える影響は軽微であると認められる。なお、本件区間内の土地には、環境省レッドデータブック等に掲載されているエビネが生息しているが、起業者は、移植等の適切な措置を講じることとしている。

また、本件区間内の土地には、この他文化財保護法（昭和25年法律第214号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道等の交通渋滞の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第1種第3級の規格に基づき、2車線及び4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画の基本的内容は、昭和 62 年 10 月 2 日及び平成 3 年 9 月 24 日に都市計画決定された都市計画と整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う町道付替工事及び工事用道路設置工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道等は交通量が多く、慢性的な交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、当該地域等の地方自治体の長等からなる東駿河湾環状道路整備促進期成同盟会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 静岡県沼津市役所、同県駿東郡長泉町役場、裾野市役所及び三島市役所

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地

静岡県三島市谷田字ヌタウチバ山、北沢並びに大場字田頭山、字田頭、字大明神洞、字長命洞、字向山、字楽丸、字大崩、字養澤、字天守台及び字阿原地内